

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以下、当法人という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況に関する書類等の公開に必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、本規程の解釈及び運用に当たって、情報公開の意義を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行う。

(利用者の責務)

第3条 当法人に対し、別表に規定する情報公開の対象書類の開示を申し出ようとする者は、本規程の定めるところにより、適正な申出を行うとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用するとともに、個人や団体の有する権利や利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(公告等)

第4条 当法人は、法令が定める公告のほか、性質上公開することが相応しい情報の公開に関しては、当法人のホームページに掲載して行う。

(書類の事務所備え置き等)

第5条 当法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当法人は、職員その他の利害関係人からの請求に対し、正当な理由がある場合を除いて、前項の書類の閲覧を認めるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当団体は、業務に支障が生じないようにするため、閲覧希望者に対し、特定の閲覧日時を指定することができる。

(閲覧に関する事務)

第7条 第5条第2項に従った書類の閲覧申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧は、当法人が様式1を受領した日より、30日以内に行うこととする。

(インターネットによる情報公開)

第8条 当法人は、第5条第2項の規定による閲覧のほか、当法人の諸活動に対する理解と信頼を得るため、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議に従って定める。

(管理)

第10条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局が取扱う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2023年2月15日から施行する。

別表1

対象書類等の名称
① 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、 事業計画書、収支予算書、理事会議事録、総会議事録
② 役員名簿
③ 職員のうち 10人以上の者の名
④ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
⑤ 上記①～④のほか、当団体が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている 書類

様式1

閱 覧 申 請 書

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
共同代表理事 鈴木江理子殿 鳥井一平殿

申請年月日 年 月 日

申請者住所 〒

電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを○で囲んで下さい。)

- ① 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、
事業計画書、収支予算書、理事会議事録、総会議事録
- ② 役員名簿
- ③ 職員のうち 10人以上の者の名
- ④ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
- ⑤ 上記①～④のほか、当団体が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている文書類